



# ほけんだより 4月号

令和8年4月  
あおぞらっこ保育園  
看護師 松浦

ご入園、ご進級おめでとうございます。満開の桜に迎えられ、新しい幼稚園生活が始まりました。子どもたちが健やかに元気いっぱい過ごせますよう、「ほけんだより」を毎月発行いたします。どうぞ宜しくお願いいたします。

登園のしおりにも掲載していますが、市町村によって感染症の種類も違います。川崎市では、以下の疾患に罹患すると登園許可証明書が必要となります。確認の上、医師に記載してもらってください。

病名		当園停止期間
1	百日咳	特有の「せき」が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
2	麻疹 (はしか)	解熱後3日、せき、発疹が軽快するまで
3	風疹 (三日はしか)	発疹が消退するまで
4	水痘・带状疱疹 (水ぼうそう)	全発疹が痂皮化するまで
5	流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張の発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭及び結膜の発赤消失後2日を経過するまで
7	流行性角結膜炎 (はやり目)	眼の充血、異物感が消失するまで
8	急性出血性結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで
9	溶連菌感染症	主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して24時間を経過するまで

※インフルエンザ、コロナウイルスに罹患した場合、川崎市は当園許可証を提出することになっていません。しかし、インフルエンザは「発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで」、コロナウイルス感染症は「発症後（発熱の症状が現れた日の翌日が1日目）5日を経過し、かつ解熱後（解熱した日の翌日が1日目）3日を経過するまで」と規定があります。かかりつけ医の指示に従ってください。